



資料1

第202400201952号  
令和6年11月23日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部長 岡垣 敏生  
( 公 印 省 略 )

鳥取県資源管理方針の一部変更について ( 諮問 )

このことについて、漁業法 ( 昭和24年法律第267号 ) 第14条第9項の規定により、別紙のとおり、鳥取県資源管理方針を一部変更したいので、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき諮問します。

( 担当 ) 水産振興局漁業調整課 資源管理担当 野々村

電話0857-26-7303、ファクシミリ0857-26-8131

## 鳥取県資源管理方針 新旧対照表

## 1 変更の内容

変 更 後	変 更 前
<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1-7 まだい日本海西部・東シナ海系群</u>」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「<u>別紙2-21 たこ類</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>（1）略</p> <p>（2）漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。</p> <p>第3～第5 略</p> <p>（別紙1-2）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐろ漁業</p> <p>（1）略</p> <p>（2）漁獲量の管理の手法等</p>	<p>第1～第7 略</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針</p> <p>特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」から「<u>別紙1-6 かたくちいわし対馬暖流系群</u>」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙2-1 あわび類」から「<u>別紙2-22 たこ類</u>」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1-1）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 略</p> <p>2 鳥取県その他漁業</p> <p>（1）略</p> <p>（2）漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）とする。</p> <p>第3～第5 略</p> <p>（別紙1-2）</p> <p>第1 略</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>1 鳥取県くろまぐろ漁業</p> <p>（1）略</p> <p>（2）漁獲量の管理の手法等</p>

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。

## 2 鳥取県その他漁業

### (1) 略

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。

### 第3～第5 略

(別紙1-3～別紙1-5) 略

(別紙1-6)

#### 第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいい、第2及び第3において単に「かたくちいわし」という。）

### 第2～第4 略

#### 第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に規定するステップアップ管理を行う。

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（鳥取県の休日を定める条例（平成元年3月24日鳥取県条例第5号）第1号第1項に規定する休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。））とする。

## 2 鳥取県その他漁業

### (1) 略

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。

### 第3～第5 略

(別紙1-3～別紙1-5) 略

(別紙1-6)

#### 第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群（かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第3において同じ）（以下単に「かたくちいわし」という。）

### 第2～第4 略

#### 第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2(5)に規定するステップアップ管理を行う。

<p>(別紙1-7)</p> <p>第1 <u>特定水産資源</u>  <u>まだい日本海西部・東シナ海系群（以下「まだい」という。）</u></p> <p>第2 <u>知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</u>  <u>鳥取県まだい漁業</u></p> <p>(1) <u>当該知事管理区分を構成する事項</u></p> <p>ア <u>水域</u>  <u>イの対象とする漁業に係る漁業者が、まだいの採捕を行う水域</u></p> <p>イ <u>対象とする漁業</u>  <u>鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業</u></p> <p>ウ <u>漁獲可能期間</u>  <u>周年</u></p> <p>(2) <u>漁獲量の管理の手法等</u>  <u>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。</u></p> <p>第3 <u>漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</u>  <u>全量を鳥取県まだい漁業へ配分する。</u></p> <p>第4 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u>  <u>特になし。</u></p> <p>第5 <u>その他資源管理に関する重要事項</u>  <u>資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に規定するステップアップ管理を行う。</u></p> <p>(別紙2-1～別紙2-5) 略</p>	<p>(別紙2-1～別紙2-5) 略</p> <p>(別紙2-6)</p> <p>第1 <u>水産資源</u>  <u>まだい日本海西部・東シナ海系群</u></p> <p>第2 <u>資源管理の方向性</u>  <u>国が行う資源評価における親魚量を現状（12.1千トン）以上に維持する。</u>  <u>なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。</u></p> <p>第3 <u>漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</u></p>
--	--

	<p><u>鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。</u></p> <p>第4 <u>その他資源管理に関する重要事項</u> <u>特になし。</u></p>
<u>(別紙2-6)</u> 略	<u>(別紙2-7)</u> 略
<u>(別紙2-7)</u> 略	<u>(別紙2-8)</u> 略
<u>(別紙2-8)</u> 略	<u>(別紙2-9)</u> 略
<u>(別紙2-9)</u> 略	<u>(別紙2-10)</u> 略
<u>(別紙2-10)</u> 略	<u>(別紙2-11)</u> 略
<u>(別紙2-11)</u> 略	<u>(別紙2-12)</u> 略
<u>(別紙2-12)</u> 略	<u>(別紙2-13)</u> 略
<u>(別紙2-13)</u> 略	<u>(別紙2-14)</u> 略
<u>(別紙2-14)</u> 略	<u>(別紙2-15)</u> 略
<u>(別紙2-15)</u> 略	<u>(別紙2-16)</u> 略
<u>(別紙2-16)</u> 略	<u>(別紙2-17)</u> 略
<u>(別紙2-17)</u> 略	<u>(別紙2-18)</u> 略
<u>(別紙2-18)</u> 略	<u>(別紙2-19)</u> 略
<u>(別紙2-19)</u> 略	<u>(別紙2-20)</u> 略
<u>(別紙2-20)</u> 略	<u>(別紙2-21)</u> 略
<u>(別紙2-21)</u> 略	<u>(別紙2-22)</u> 略

2 変更年月日  
令和 年 月 日

## 鳥取県資源管理方針

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県沿岸の海岸線は133kmで、起伏の少ない構造をしており、東部には岩礁海岸、中西部には転石帯、西部には外洋性内湾の美保湾を有し、その約65%が鳥取砂丘に代表される砂浜海岸で構成されている。海流については対馬暖流の沿岸流が卓越し、沖合に形成される島根沖冷水及び山陰若狭沖冷水の消長により、水産資源の稚仔の輸送や回遊魚の来遊が左右されることから、漁場形成が不安定な傾向がある。

このような環境の中で、沖合漁業は大臣許可漁業である大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業、日本海べにずわいがに漁業等が営まれ、沿岸漁業では刺網漁業、小型いかつり漁業、小型底びき網漁業、小型定置網漁業等の知事許可漁業、曳き縄釣り漁業、一本釣り漁業、あかいか樽ながし漁業などの自由漁業、アワビ、サザエ、イワガキ、海藻等を対象とした漁業権に基づく採貝・採藻漁業等が営まれている。

本県における漁業生産量及び生産金額（属人）はそれぞれ83,104トン、22,671百万円（平成30年漁業養殖業生産統計年報）となり、全国的には12位（漁業生産量）に位置している。また、2018年漁業センサスによると漁業就業者数は1,125人であり、2013年の同調査と比較すると195人（約15%）減少しているが、定置網漁獲物の直売イベント等の各浜の賑わいに繋がる活動が行われる等、地域において漁業は重要な産業である。

また、他の産業との関係では、ずわいがにを始めとした水産物は、観光業においても極めて重要な役割を果たしており、「蟹取県」と銘打った観光キャンペーンなどが展開されるなど、水産業は本県の極めて重要な産業であり、今後も水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

#### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に則して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用とし、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に則して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定

の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効果的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

### 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び本資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 鳥取県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 くろまぐろ（小型魚）」

から「別紙 1－7 まだい日本海西部・東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとし、特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙 2－1 あわび類」から「別紙 2－21 たこ類」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろを採捕する日本海・九州西広域漁業調整委員会指示71号 1 (2) に掲げる漁業をいう。以下同じ。)、定置漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が定置漁業権に基づき定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業のことをいう。以下同じ。) 及び小型定置網漁業 (鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が鳥取県漁業調整規則 (令和 2 年鳥取県規則第54号) 第 5 条第 1 項第15号に掲げる漁業に係る知事の許可を受け定置網を設置してくろまぐろを採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると知事が認める場合を除く。)) にあっては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (鳥取県の休日定める条例 (平成元年鳥取県条例第 5 号) 第 1 号第 1 項に規定する休日 (以下「行政機関の休日」という。) は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで（知事が法第31条の規定に基づく公表をした場合（漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと知事が認める場合を除く。）にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。））とする。

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から、本県の留保枠及び鳥取県その他漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し及び都道府県間等の融通等により本県の漁獲可能量が変更となった場合については、鳥取県くろまぐる漁業の漁獲可能量を変更するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 鳥取県くろまぐろ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)) とする。

2 鳥取県その他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

その他のくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (沿岸くろまぐろ漁業、定置漁業、小型定置網漁業以外の漁業で、鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業をいう。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げをした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで (知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした場合 (漁獲可能量の追加配分等により、当該知事管理区分における特定水産資源の漁獲量の総量が、当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと知事が認める場合を除く。)) にあつては、当該管理年度の末日までは、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された全量から留保枠及び鳥取県その他

漁業への配分を除いた数量とする。本県の留保枠については、本県に配分された全量の約1割とする。また、鳥取県その他漁業には、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

前管理年度からの繰越し又は都道府県間の融通により配分された漁獲可能量は、留保枠を除いた全量を鳥取県くろまぐろ漁業に配分する。前管理年度で知事管理区分に配分された漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度における超過量を消化率や採捕時期等を勘案し、それぞれの知事管理区分から差し引くこととする。

#### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

#### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-3)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まあじ漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まあじ漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業（きんちやく網）	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙1-4)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県するめいか漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県するめいか漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、一本釣り漁業（自由漁業）について、1隻当たりの自動いかつり機の搭載数8台（ドラム数16個）とする。

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群(以下「まさば及びごまさば」という。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県まさば及びごまさば漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業	箱網設置期間10ヶ月
中型まき網漁業(きんちやく網)	許可数1隻
小型定置網漁業	箱網設置期間10ヶ月

(別紙1-6)

第1 特定水産資源

かたくちいわし対馬暖流系群(かたくちいわしのうち、体色が銀色のものをいい、第2及び第3において単に「かたくちいわし」という。)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県かたくちいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、かたくちいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県かたくちいわし漁業へ配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

かたくちいわしのうち、しらす(かたくちいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。)を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第1の2の(5)に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

まだい日本海西部・東シナ海系群 (以下「まだい」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

鳥取県まだい漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業に係る漁業者が、まだいの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を鳥取県まだい漁業へ配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針の本則の第 1 の 2 の(5)に規定するステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

あわび類 (くろあわび、めがいがわび) 鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和10年までに、中位 (4.2~8.4トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 2)

第 1 水産資源

さざえ鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (94.4~188.8 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 3)

第 1 水産資源

ばい鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (25.3~50.6 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 4)

第 1 水産資源

いわがき鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (61.0~122.0 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 5)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (13.2 万トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 6)

第 1 水産資源

ひらめ日本海中西部・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (2.2 千トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 7)

第 1 水産資源

むしがれい日本海南西部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を現状 (1.5 千トン) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 8)

第 1 水産資源

さわら日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を現状 (1.23) 以上に維持する。

なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 9)

第 1 水産資源

けんさきいか日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 3 年の水準 (5.6 千トン) 以上に維持することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 10)

第 1 水産資源

きだい日本海・東シナ海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (1.3~2.5) 以上に回復することを目指す。

なお、MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価結果が公表された場合には、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められるまでの間、資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 11)

第 1 水産資源

きじはた日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位 (8.2 トン以上) に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 12)

第 1 水産資源

ちだい日本海北・中部

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、高位 (61.1 トン以上) に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 13)

第 1 水産資源

しいら日本海

第 2 資源管理の方向性

鳥取県における漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準(6.4 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 14)

第 1 水産資源

めいたがれい類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (3.2 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 15)

第 1 水産資源

かわはぎ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (32.6 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 16)

第 1 水産資源

しらす鳥取県周辺海域（鳥取県周辺海域で漁獲されるいわし類のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。）

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準（13.9 トン）以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2-17)

第 1 水産資源

とびうお類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (55.7~111.4 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 18)

第 1 水産資源

そでいか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年まで、令和 4 年の水準 (27.0 トン) 以上に維持することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 19)

第 1 水産資源

こういか鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (10.6~21.2 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 20)

第 1 水産資源

なまこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (16.7~33.4 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 2 - 21)

第 1 水産資源

たこ類鳥取県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

漁獲量の動向において判断される資源水準を令和 10 年までに、中位 (8.2~16.4 トン) 以上に回復することを目指す。

なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

鳥取県漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

変更年月日

令和 年 月 日

鳥取県資源管理方針の一部変更について(まだい日本海西部・東シナ海系群の追加)

令和 6 年 12 月 5 日  
鳥取県漁業調整課

1. 全体背景

令和 2 年 12 月に改正漁業法が施行され、資源管理は TAC 管理が基本となり、国により TAC 魚種の拡大が進められている。(現状、漁獲量ベースで 6.5 割を TAC 管理、令和 7 年度までに 8 割が目標)。

現状(11 魚種)		追加候補(17 魚種)		
旋網漁業	①クロマグロ ②マアジ ③マサバ (ゴマサバ) ④マイワシ ⑤カタクチイワシ ⑥ウルメイワシ	沖合底びき網漁業	①ニギス ②アカガレイ	③ソウハチ ④ムシガレイ
		べにずわいかご漁業	⑤ベニズワイガニ	
		沿岸漁業	⑥マダイ ⑦ブリ ⑧サワラ	⑨ヒラメ ⑩トラフグ ⑪ムロアジ類
沖合底びき網漁業	⑦ズワイガニ ⑧マダラ ※鳥取県対象外	鳥取県対象外 ※系群外等	⑫ホッケ ⑬イカナゴ ⑭マガレイ	⑮ヤナギムシガレイ ⑯サメガレイ ⑰キンメダイ
イカ釣り漁業	⑨スルメイカ			
鳥取県対象外	⑩サンマ ⑪スケトウダラ			

2. まだい日本海西部・東シナ海系群の国の資源管理基本方針及び鳥取県資源管理方針への追加

国が策定する資源管理基本方針(以下、「国方針」という。)に特定水産資源「まだい日本海西部・東シナ海系群」が追加(令和7年1月1日施行)されるため(資料1-3、1-4)、鳥取県資源管理方針(令和6年4月5日告示第202号)(以下、「県方針」という。)へ、まだいの資源管理について定める必要がある。

そのため、まだいを追加する変更を漁業法第14条第9項の規定により行うこととし、県方針案について、同条第10項において準用する同条第4項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会へ諮問する。

※国方針の一部変更の改正規定は、11月下旬から12月上旬告示、令和7年1月1日施行予定。

3. 県方針の変更内容

(1)別紙1-7 まだいの追加

- ・現時点では、当県への具体的な数量管理が求められない見込みのため、知事管理区分は「鳥取県まだい漁業」のみとし、漁獲可能量は全量を「鳥取県まだい漁業」へ配分する。
- ・それ以外の項目は、国の資源管理基本方針で定められた内容のとおり。
- ・第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項は、ステップアップ管理対象資源は、ステップ3以降は、現状の特定水産資源と同様、漁獲努力量に関する記載が必要となるが、ステップ1及びステップ2では必要ない。

項目	内容
第1 特定水産資源	まだい日本海西部・東シナ海系群(以下、「まだい」という。)
第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法等	鳥取県まだい漁業 (1)当該知事管理区分を構成する事項 鳥取県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだいを採捕する漁業に係る漁業者が、まだいの採捕を行う水域を対象とし、漁獲可能期間は周年とする。 (2)漁獲量の管理の手法等 漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日までとする。
第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	全量を鳥取県まだい漁業へ配分。
第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	特になし。
第5 その他資源管理に関する重要事項	資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)の本則の第1の2(5)に定めるステップアップ管理を行う。 ⇒漁獲可能量による管理の段階的導入(※)

※

ステップ1	漁獲量の報告義務づけ等（原則1年間）	3年間を想定
ステップ2	府県へのTAC数量配分試行 ステップ3に向けた管理運用の検討・試行 （原則1～2年間）	
ステップ3	TAC設定・府県への配分 指導・採捕停止命令を伴う管理、必要な見直し	4年目～

(2) 振り番号等の一部修正

#### 4. 今後の想定スケジュール(予定)

12月5日 県方針の一部変更の鳥取海区漁業調整委員会へ諮問・答申

12月上旬 県方針の一部変更(部長決裁)の国申請

12月中旬 国承認(申請後1週間程度必要)

12月下旬 変更後の県方針の公表(漁業調整課ホームページ、告示)

#### 【根拠法令】 漁業法(昭和24年法律第267号)⇒(都道府県資源管理方針)

##### 第十四条

都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針(以下この章及び第二百五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。)を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分(都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。)

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量(当該都道府県に配分される部分に限る。)の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

**4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。**

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

**9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。**

10 **第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。**

まだい日本海西部・東シナ海系群の国の資源管理基本方針及び資源評価(概要)

<国の資源管理基本方針(まだい)> 以下、抜粋

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 39.3 千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 暫定目標管理基準値 13.1 千トン(1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 3 限界管理基準値 9.0 千トン(最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 4 禁漁水準値 1.4 千トン(最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度(2024 年度)の資源評価(種苗放流を想定した場合。以下この別紙において同じ。)に基づき、親魚量が令和 17 年度(2035 年度)に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第3の2の暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

(1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に 1.0 を乗じた値とする。

(2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

(参考1)まだい(年齢と体長)

1歳約14cm、2歳約22cm、3歳約30cm、4歳約35cm、5歳約40cm、6歳約45cm、7歳約50cm

(参考2)まだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲実績(単位:千トン)

	R4(2022)	R3(2021)	R2(2020)	R1(2019)	H30(2018)
まだい日本海西部・東シナ海系群	5.1	5.2	5.9	6.7	6.6

(参考3)令和7管理年度まだい日本海西部・東シナ海系群TAC設定



<資源評価>

漁獲シナリオの概要

- (1) 暫定的な目標管理基準値(SB84%MSY) = 13.1千トンを設定する。暫定目標管理基準値は、1～6歳の漁獲量が最大となることが期待される親魚量。主な漁獲対象である若齢魚を最大限に増やすことなどが狙い。
- (2) まだいは、種苗放流していることから、種苗放流を想定した資源評価に基づき、親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50%の確率で、暫定目標管理基準値(1歳から6歳魚のMSYを達成するために必要な親魚量)を上回るよう、漁獲圧力を調節する。

マダイ (日本海西部・東シナ海系群) ⑩

本資源の管理方針に関する検討会において暫定的な漁獲シナリオ案として検討された、若齢魚(1～6歳魚)の漁獲量最大化を目標とした場合の基本的漁獲管理規則を適用したときの将来予測結果を示す。

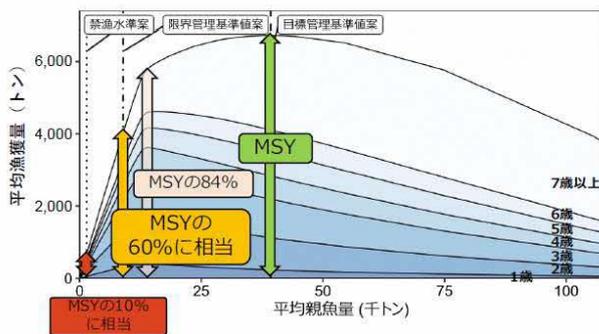


図12 管理基準値案と禁漁水準案

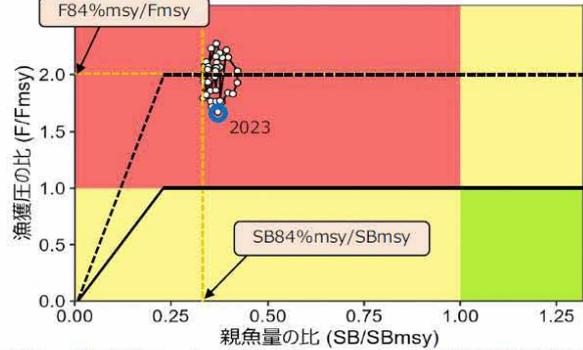


図13 神戸プロット(神戸チャート)と漁獲管理規則案

最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量(SBmsy)、限界管理基準値案(SB60%msy)、禁漁水準案(SB10%msy)に加え、1～6歳魚のMSYを実現する親魚量(SB84%msy)を示す。このSB84%msyを維持する漁獲圧(F84%msy)は、Fmsyの2.0倍である。

漁獲圧(F)は、1986～2023年の期間はF84%msyの0.85～1.15倍の範囲で推移し、2023年は0.86倍であった。親魚量(SB)は、1986～2023年の期間はSB84%msyの0.99～1.26倍の範囲で推移し、2023年は1.11倍であった。FmsyとF84%msyによる漁獲管理規則案をそれぞれ黒の実線と点線で示した。

目標管理基準値案	SB84%msy	限界管理基準値案	禁漁水準案	2023年の親魚量	MSY	84%MSY	2023年の漁獲量
39.3千トン	13.1千トン	9.0千トン	1.4千トン	14.5千トン	6.7千トン	5.6千トン	4,969トン

マダイ (日本海西部・東シナ海系群) ⑬

表10. 若齢魚の漁獲量の最大化を目標として漁獲管理規則案(F84%msy)を適用したときに種苗放流を想定した場合の将来の平均親魚量(千トン)

β × 漁獲圧	2024	2025	2035年に親魚量がSB84%msy(13.1千トン)を上回る確率										
			2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
1.0F84%msy			14	14	13	13	13	13	13	13	13	13	55%
0.9F84%msy			15	15	15	15	15	15	16	16	16	16	100%
0.8F84%msy	15	15	15	16	16	17	18	18	19	19	19	20	100%
0.7F84%msy			16	17	18	20	21	22	23	23	24	24	100%
現状の漁獲圧			15	15	15	16	16	16	16	16	16	16	100%

表11. 若齢魚の漁獲量の最大化を目標として漁獲管理規則案(F84%msy)を適用したときに種苗放流を想定した場合の将来の平均漁獲量(トン)

β × 漁獲圧	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
1.0F84%msy		5,900	5,760	5,670	5,620	5,600	5,600	5,620	5,650	5,670	5,690	5,710
0.9F84%msy		5,410	5,460	5,510	5,570	5,630	5,700	5,780	5,840	5,900	5,950	5,980
0.8F84%msy	5,070	4,900	5,120	5,300	5,470	5,610	5,750	5,890	5,990	6,070	6,140	6,190
0.7F84%msy		4,370	4,720	5,030	5,290	5,520	5,740	5,930	6,080	6,200	6,290	6,360
現状の漁獲圧		5,020	5,090	5,160	5,230	5,280	5,330	5,380	5,420	5,470	5,500	5,530

若齢魚の漁獲量の最大化を目標とした場合に、漁獲管理規則案を適用したときの将来予測において、人工種苗由来の加入を想定し、βを0.7～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧(2021～2023年の平均: β=0.9相当)の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2024年の漁獲量は予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2025年から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

βが1.0以下であれば、2035年に親魚量は50%以上の確率でSB84%msyを上回る。

※ 表の値は今後の資源評価により更新される。

○農林水産省告示第 号

(別紙)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 小里 泰弘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

- 1 -

改正後	改正前
<p>資源管理基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の目標</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁獲シナリオ</p> <p>(1) 漁獲シナリオの定め方</p> <p>① 基本原則</p> <p>漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次のイ及びウの確率の算定を行うことが困難である場合には、当該イ及びウの確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。</p> <p>ア 「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、<u>最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）</u>から原則として10年を超えない期間で定めるものこという。</p> <p>イ 「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。</p> <p>ウ 「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。</p>	<p>資源管理基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の目標</p> <p>1 (略)</p> <p>2 漁獲シナリオ</p> <p>(1) 漁獲シナリオの定め方</p> <p>漁獲シナリオにおいては、資源管理の目標を定めた水産資源ごとに、目標達成年度、資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値（その他の目標となる値を定めた水産資源の場合にあっては、当該目標となる値。以下同じ。）を上回る確率及び資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする。ただし、資源評価の結果、次の②及び③の確率の算定を行うことが困難である場合には、当該②及び③の確率の代わりに、目標達成年度における資源管理目標の達成に向けて適切と考えられる代替の指標を用いることができる。</p> <p>① 「目標達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次の②に定める確率で目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、<u>最初の管理年度</u>から原則として10年を超えない期間で定めるものこという。</p> <p>② 「資源水準の値が目標達成年度に目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。</p> <p>③ 「資源水準の値が目標達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。</p>

- 2 -

② 当面の目標となる資源水準の値を定める場合

水産資源を利用する漁業の実態その他の事情を勘案して合理的と認められる場合、目標管理基準値を上回るための当面の目標となる資源水準の値（以下「暫定目標管理基準値」という。）を定めることができる。この場合の漁獲シナリオにおいては、当該暫定目標管理基準値について、暫定目標の達成年度、資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率及び資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率を定めるものとする

ア 「暫定目標の達成年度」とは、当該水産資源の資源水準の値が次のイに定める確率で暫定目標管理基準値を上回ると推定される管理年度であって、最初の管理年度（資源管理方針の変更が行われた水産資源の場合にあっては、当該変更後の最初の管理年度）から原則として10年を超えない期間で定めるものをいう。

イ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に暫定目標管理基準値を上回る確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

ウ 「資源水準の値が暫定目標の達成年度に限界管理基準値を下回らない確率」は、水産資源ごとに、50パーセント以上の値を定めることとする。

(2) (略)

3 (略)

第3～第13 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東

(新設)

(2) (略)

3 (略)

第3～第13 (略)

(別紙2-5 まあじ)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

まあじ資源は従来から太平洋系群と対馬暖流系群の2系群に分けた資源評価が行われてきたが、どちらの系群も主要産卵場は東

シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和7管理年度のみまあじ資源の管理に関しては、令和6管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

(略)

1・2 (略)

3 禁漁水準値

(1) するめいか秋季発生系群 30千トン（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）

(2) するめいか冬季発生系群 14千トン（最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量）

第4～第9 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第4 (略)

シナ海の共通の水域であり、両系群が独立した系群であると判別できないだけでなく、太平洋系群の資源水準を左右するのは東シナ海からの加入群の多寡によるとも考えられている旨、資源評価報告においても記載されている。

このような特性から、まあじについては1つの系群として資源評価を行う方向も検討中であることも踏まえ、令和6管理年度のみまあじ資源の管理に関しては、令和5管理年度に引き続き、資源管理の目標、漁獲シナリオ、漁獲圧力及び生物学的許容漁獲量は系群別に定めるものの、漁獲可能量は、両系群の生物学的許容漁獲量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。なお、漁獲可能量の配分に際しては、太平洋系群への漁獲圧力の増大を避けるためにも、過去の漁獲実績の比率に基づくこととする。

1・2 (略)

第4～第9 (略)

(別紙2-12 するめいか)

第1・第2 (略)

第3 資源管理の目標

(略)

1・2 (略)

3 禁漁水準値

(1) するめいか秋季発生系群 30千トン（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）

(2) するめいか冬季発生系群 14千トン（最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量）

第4～第9 (略)

(別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群)

第1～第4 (略)

- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)
- 1・2 (略)
- 3 まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類  
沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)
- ③ (略)
- (2) (略)
- 4 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類  
大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業を除いたもの
- ③ (略)
- (2) (略)
- 第6・第7 (略)
- 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 1 第5の3のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限(北太平洋さんま漁業(許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。))にあつては許認可隻数170隻等)を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 (略)

- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)
- 1・2 (略)
- 3 まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類  
沖合底びき網漁業
- ③ (略)
- (2) (略)
- 4 まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業
- (1) 当該大臣管理区分に関する事項
- ① (略)
- ② 漁業の種類  
大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの
- ③ (略)
- (2) (略)
- 第6・第7 (略)
- 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 1 第5の3のまさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限(北太平洋さんま漁業(許可省令第2条第14号に掲げる漁業をいう。))にあつては許認可隻数170隻、沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。))にあつては許認可隻数333隻等)を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。
- 2 (略)

- 5 -

- 第9 (略)
- (別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群(ステップアップ管理対象資源))
- 第1~第3 (略)
- 第4 漁獲シナリオ
- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ  
令和5年(2023年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- 2・3 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)
- 1 (略)
- 2 かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。
- ② (略)
- 第6~第8 (略)
- 第9 その他資源管理に関する重要事項
- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 (略)

- 第9 (略)
- (別紙2-39 かたくちいわし対馬暖流系群(ステップアップ管理対象資源))
- 第1~第3 (略)
- 第4 漁獲シナリオ
- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ  
令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- 2・3 (略)
- 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)
- 1 (略)
- 2 かたくちいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業
- (1) (略)
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- ② (略)
- 第6~第8 (略)
- 第9 その他資源管理に関する重要事項
- 1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。
- 2 (略)

- 6 -

(別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群(ステップアップ管理対象資源))

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年(2023年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年度(2034年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2・3 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等(略)

1 (略)

2 うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② (略)

第6～第8 (略)

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和8管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和9管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 (略)

(別紙2-40 うるめいわし対馬暖流系群(ステップアップ管理対象資源))

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2・3 (略)

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等(略)

1 (略)

2 うるめいわし対馬暖流系群その他大臣許可漁業

(1) (略)

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② (略)

第6～第8 (略)

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和6管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和7管理年度から開始することを想定し、令和7管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和8管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 (略)

- 7 -

(別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群(ステップアップ管理対象資源))

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年(2023年)の資源評価に基づき、親魚量が令和16年(2034年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2・3 (略)

第5～第9 (略)

(別紙2-43 まだら本州日本海北部系群(ステップアップ管理対象資源))

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和5年(2023年)の資源評価に基づき、親魚量が令和15年(2033年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2・3 (略)

第5～第9 (略)

(別紙3-3 かつお(中西部太平洋条約海域))

第1 (略)

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意等に従い、次の(1)と(2)の平均値とする。

(別紙2-42 まだら本州太平洋北部系群(ステップアップ管理対象資源))

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和15年(2033年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2・3 (略)

第5～第9 (略)

(別紙2-43 まだら本州日本海北部系群(ステップアップ管理対象資源))

第1～第3 (略)

第4 漁獲シナリオ

1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和4年(2022年)の資源評価に基づき、親魚量が令和15年(2033年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2・3 (略)

第5～第9 (略)

(別紙3-3 かつお(中西部太平洋条約海域))

第1 (略)

第2 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会(以下この別紙において「WCPFC」という。)での合意等に従い、暫定的に、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の近年平均値の50パーセントの値とする。

- 8 -

<p>(1) <u>漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、平成30年(2018年)から令和3年(2021年)までの各年の親魚資源量の割合の平均値</u></p> <p>(2) <u>漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量に対する、合意されたかつおの漁獲条件(まき網については平成24年(2012年)の努力量の水準、竿釣りについては平成13年(2001年)から平成16年(2004年)の努力量の平均水準、及びWCPFCで使用される評価水域5における沿岸国による漁業については平成28年(2016年)から平成30年(2018年)の漁獲量の平均水準)のもとで長期的な平衡状況で達成される親魚資源量の割合</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>第3～5 (略)</p> <p>(別紙3-4 かつお(インド洋協定海域))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会(以下この別紙において「IOTC」という。)での合意等に従い、<u>漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の40パーセントの値とする。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p>	<p>第3～5 (略)</p> <p>(別紙3-4 かつお(インド洋協定海域))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会(以下この別紙において「IOTC」という。)での合意等に従い、<u>暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p>
<p>(別紙3-15 めかじき(インド洋協定海域))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会(以下この別紙において「IOTC」という。)での合意等に従い、<u>最大持続生産量を達成するために必要な親魚資源水準の値とする。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p>	<p>(別紙3-15 めかじき(インド洋協定海域))</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 資源管理の目標 インド洋まぐろ委員会(以下この別紙において「IOTC」という。)での合意等に従い、<u>暫定的に、最大持続生産量を達成するために必要な資源水準の値とする。</u></p> <p>第3～第5 (略)</p>
<p>(別紙4-3 するめいか)</p> <p>第1～第4 (略)</p>	<p>(別紙4-3 するめいか)</p> <p>第1～第4 (略)</p>

- 9 -

<p>第5 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準(最大持続生産量の15パーセントが得られる親魚量)を下回っていることが判明した場合には、別紙2-12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。</p>	<p>第5 その他</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検証の時期にかかわらず、親魚量が禁漁水準(最大持続生産量の15パーセントを達成するために必要な親魚量)を下回っていることが判明した場合には、別紙2-12の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。</p>
---	---

- 10 -

別紙 2 - 47 の次に、次の別紙を加える。

- 11 -

(別紙 2 - 48 かたくちいわし太平洋系群 (ステップアップ管理対象資源))

第 1 特定水産資源の名称

特定水産資源の名称 かたくちいわし太平洋系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 7 までにおいて同じ。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで (ステップ 1)

第 3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 112 千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 28 千トン (最大持続生産量の 60 パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 3 千トン (最大持続生産量の 10 パーセントが得られる親魚量)

第 4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和 6 年度 (2024 年度) の資源評価に基づき、親魚量が令和 17 年度 (2035 年度) に、少なくとも 50 パーセントの確率で、第 3 の 1 の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

- 12 -

## 2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたくちいわし太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

## 3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 かたくちいわし太平洋系群大中型まき網漁業

- 13 -

#### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

##### ① 水域

太平洋の海域（日本海、オホーツク海及びベーリング海を除く。2に定める大臣管理区分において同じ。）のうち、宮崎県串間市都井岬灯台正南の線と東経179度59分43秒の線との両線間の水域

##### ② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

##### ③ 漁獲可能期間

周年

#### (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超え

- 14 -

るおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下この別紙において「行政機関の休日」という。))は算入しない。)

## 2 かたくちいわし太平洋系群その他大臣許可漁業

### (1) 当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

太平洋の海域のうち、次のアからウまでに掲げる線以東の水域

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点(イにおいて「A点」という。))に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点(ウにおいて「B点」という。))に至る直線

ウ B点から正南の線

#### ② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

#### ③ 漁獲可能期間

- 15 -

周年

### (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えらるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

## 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第

- 16 -

3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県及び宮崎県のうち、過去に第5の2(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

#### 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 都道府県知事は、かたくちいわし太平洋系群のうち、しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

- 17 -

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第9 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

3 海洋環境の変化等に応じて、通常加入期と高加入期の2つの再生産関係を有すると考えられる本資源の特性を踏まえて、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、一定の条件を満たした場合に、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、漁獲可能量を追加する措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

- 18 -

(別紙2-49 かたくちいわし瀬戸内海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

特定水産資源の名称 かたくちいわし瀬戸内海系群

特定水産資源の定義 かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第2から第6までにおいて同じ。

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 43千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 限界管理基準値 17千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 3 禁漁水準値 2千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

- 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度 (2024年度) の資源評価に基づき、親魚量が令和17年度 (2035年度) に、少なくとも50パ

- 19 -

ーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 漁獲可能量の都道府県への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第6 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

- 20 -

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、和歌山県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県のうち、過去にかたくちいわし瀬戸内海系群の漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれになくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

#### 第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 都道府県知事は、かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業につい

- 21 -

て、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないよう努める。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第8 その他資源管理に関する重要事項

1 本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

2 本資源の再生産関係に鑑みて比較的高い水準の加入があったと考えられる場合に、資源の有効利用が妨げられる状況を避けるための措置として、資源管理の取組に影響の少ない範囲で、翌管理年度との間で漁獲可能量を調整できる措置等に係る規定について検討を行い、ステップ2の開始までに結論を得る。

- 22 -

(別紙2-50 まだい日本海西部・東シナ海系群(ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで(ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 39.3千トン(最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 暫定目標管理基準値 13.1千トン(1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 3 限界管理基準値 9.0千トン(最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 4 禁漁水準値 1.4千トン(最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度(2024年度)の資源評価(種苗放流を想定した場合。以下この別紙において同じ。)に基づき、親魚量が令和17年度(2035年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2の暫定目標管

- 23 -

理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまだい日本海西部・東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

- 24 -

1 まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。以下この別紙において同じ。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- 25 -

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、最大高潮時海岸線上京都府兵庫県両府県境界正北の線以西の水域（太平洋の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

- 26 -

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、鳥取県、島根県、山口県及び長崎県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えおそれなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

- 27 -

3 まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあつては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあつては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

- 28 -

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

#### 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

#### 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県のうち、過去に第5の3(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

- 29 -

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

#### 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第9 その他資源管理に関する重要事項

本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。

- 30 -

附 則

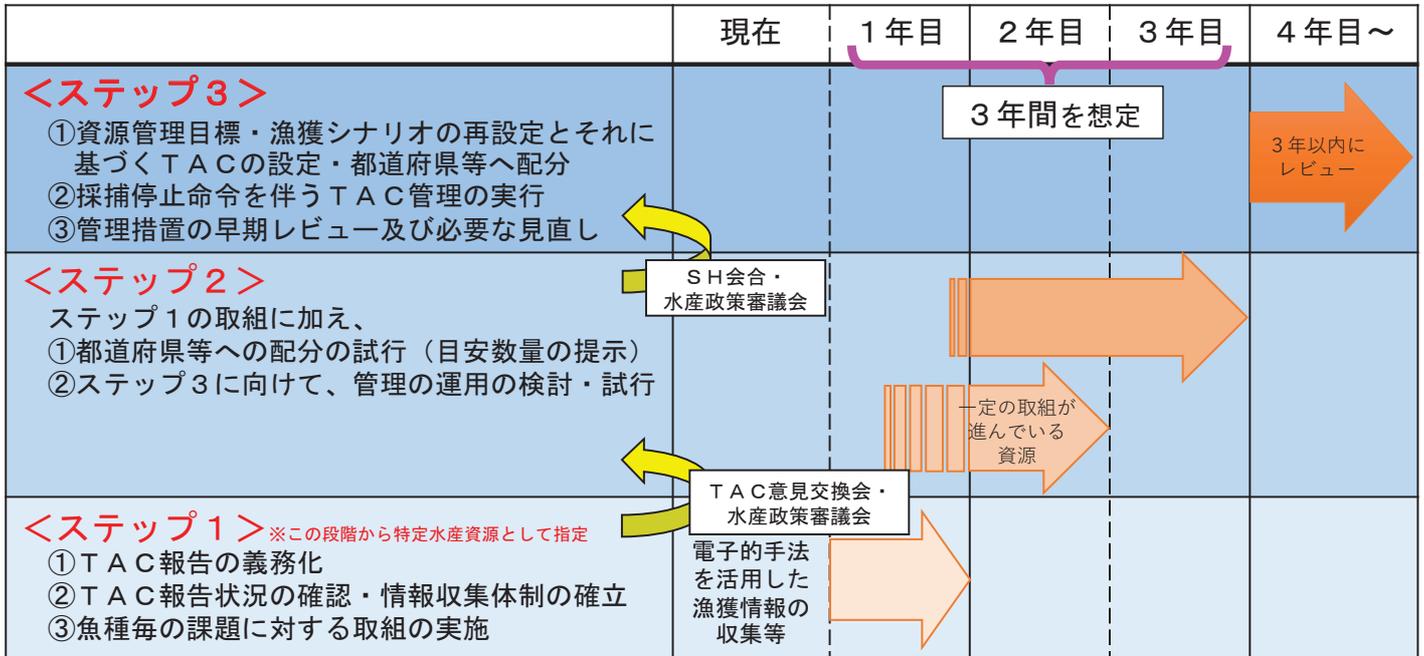
(施行期日)

第一条 この告示は、公布の日から施行する。ただし、別紙 2-48 から別紙 2-50 の改正規定は、令和七年一月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2-48 から別紙 2-50 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、前条ただし書の施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

- 新たなTAC魚種については、通常のTAC管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、TAC管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次実施する「ステップアップ管理」を導入。
- 「ステップアップ管理」の考え方及びスケジュールは「資源管理基本方針」に規定し、具体的には以下の3つのステップに分けて、通常のTAC管理導入に向けたプロセスを確実に実施。
- ステップ2までの間に課題解決の取組等に十分な進展があった場合に、ステップ3へ移行する。このため、ステップ3へ移行する前には、ステークホルダー（SH）会合を開催してステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施。（ステップ1・2で3年間を想定）



ステップアップ管理の具体的内容

	ステップ1	ステップ2	ステップ3
資源管理の目標	・ 漁業法第12条第1項第1号に基づく目標（漁業の実態等を踏まえた目標（PGY）も含む）		・ これまでに得られた情報を基に更新した資源評価に基づき設定
漁獲シナリオ	・ 資源管理の目標を達成する漁獲シナリオを選択		・ 新たな資源管理の目標に基づく漁獲シナリオを選択
TACの設定	・ 漁獲シナリオから導かれるABCの範囲内で設定		・ 左に同じ
TACの配分	・ 実質的に国一括の管理とし、具体的な配分数量は設定しない ・ ただし、都道府県に対し、今後、具体的な管理を行うために参考となる数量を提示	・ 都道府県等への配分の試行を実施（自主的な資源管理の取組内容を含む漁業の実態や資源の特性に応じた配分ルール等の検討を含む）	・ 配分ルールに基づき、都道府県等へ配分（漁獲量上位8割に含まれる場合は数量明示、それ以外は現行水準とする）
漁獲が積み上がった場合の対応	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする（※1）	・ 法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととする。ただし、「採捕停止命令」の発出の仕方を検討（※1）	・ ステップ2までの結果を踏まえ、法第32条及び第33条に基づく「助言・指導・勧告、採捕停止命令」を実施
自主的な資源管理	・ 従前から行われている自主的な取組を引き続き実施しつつ、利用可能な科学的知見を基に、その効果を検証		・ 自主的な資源管理の効果の検証を踏まえ、管理の工夫に反映
魚種毎の課題に対する取組	・ 資源の特性や漁業の実態を踏まえて、関係者間で、通常のTAC管理導入に当たっての課題を整理し、ステップ2までの間に十分な進展を得ることとする ・ ステップ3へ移行する前にSH会合を開催して、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換		・ 導入された運用等により課題解決が図れているかを検証 ・ 必要に応じ運用の改良等を検討

※1 漁獲実績を積み上げるために明らかに漁獲努力量を増やしている等、TAC管理の趣旨に逆行するような操業が見られる場合には、ステップアップ管理の取組を適切に進める上で必要な助言・指導等を行うものとする。

※2 ステップアップ管理を含む新たな資源管理の推進にあたっては、関係する漁業者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

# 資源管理の推進のための新たなロードマップ

これまで旧ロードマップに沿って新たな資源管理の取組を進めた結果、一定の基盤が概ね整ってきたが、解決を要する課題も浮かび上がってきたこと等を踏まえ、令和6年度以降は、様々な課題をクリアしながら資源管理の高度化・安定化等を図る新たなフェーズへと移行し、漁業者をはじめとした関係者の理解と協力を得た上で取組を進め、適切な資源管理を通じた水産業の成長産業化を図る。その際、地球温暖化等を要因とした海洋環境の変化に応じ、具体的な取組を進める。また、都道府県・関係機関との協力・連携の下に、スマート水産業等関係施策の進捗を図りながら、効率的に進めることとする。

令和2～5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度

旧ロードマップ(フェーズ1)

新ロードマップ(フェーズ2)

資源調査・評価の高度化	① 資源調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 海洋環境の変化が資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及び精度向上に資する資源調査の強化を図る。 重要な生物情報、海洋環境データ等の収集を重点的に実施。外国漁船の漁獲情報等の収集を推進 ICT調査機器や画像解析装置を導入・活用 → 新たな種・海域へ拡大 漁業者の知見を活用するための漁船活用型調査を推進 調査船のICT化・AIを活用した調査機器等の新しい技術の導入を推進</li> </ul>	海洋環境の変化による影響を踏まえたより高度な資源評価を着実に推進
	② 資源評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 192種の資源評価対象種について、進捗段階※に応じて、より高度な資源評価の段階への移行を図る。 ※ 1. MSYベース、2. 資源量指標値による評価、3. その他 MSYベースの資源評価対象資源 R5:38資源 → R12:45資源程度</li> <li>● MSYベースの資源評価対象資源について、データ解析手法等を高度化し、資源評価の精度向上を図る。 国内外の外部有識者によるピアレビューを実施 ピアレビューの指摘を踏まえ、解析手法の改善や新たな資源評価モデルの導入等を実施</li> <li>● 最新(当該年)のデータを用いたタイムリーな資源評価を可能なものから順次実施</li> </ul>	
MSYベースの資源評価の推進	TAC	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和7年度までに漁獲量ベース(*1)で8割をTAC管理開始 (*1) 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚種(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。</li> <li>● 資源評価の進捗状況、漁業経営や地域経済上の重要性、資源の動向等を踏まえ、優先度に応じてTAC導入を推進(関係漁業者との丁寧な意見交換を踏まえ、ステップアップ方式により課題解決を図りながら、TAC導入を進める。)</li> </ul>	MSYベースの資源評価が行われている資源の6割以上に達している。その資源量をMSY水準以上に引き上げる。
	TAC管理の運用改善等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● TAC導入した資源について、各資源の特性や漁業の実態等を踏まえ、TAC管理を円滑に進める上での課題(混獲への対応、突発的な加入や来遊の変化等への対応など)について、漁業関係者等とも協力しながら解決を図る * 枠の管理、融通、配分等に係る運用の改善、複数種管理、混獲回避に係る漁具・漁法等の技術開発、改良普及など * 課題解決のために得られた運用改善の手法等は、必要に応じ、他のTAC資源への横展開を図る。 * 関係国間や関係するRFMOにおける協議や協力を推進</li> <li>● TAC導入後、必要に応じて管理目標・漁獲シナリオを見直し</li> <li>● 管理の実施状況等に関するフォローアップや、成功事例の積み重ねと成果の共有を実施</li> </ul>	
IQ管理の推進	国際資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国際的な数量管理が行われている魚種について、国際約束を遵守する観点からも、随時TAC導入を進めるとともに、国内におけるTACその他の資源管理措置の遵守を確保</li> <li>● クロマグロの漁獲管理強化のための制度を整備 → 漁業者及び流通業者に対し漁獲情報の伝達・保存等を義務付け</li> </ul>	IQ管理の推進と漁業経営の安定化等の実現
	大臣許可漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IQ導入後の実施状況等を検証し、移転手続の簡素化など運用面の課題について解決を図る。</li> <li>● 関係漁業者との調整の下、船舶の規模や船型、漁法等の見直しを図るなど、IQの効果的な活用を推進</li> <li>● 大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大するとともに、沿岸漁業においてもIQ的な数量管理が行われているものは、資源管理協定の管理措置に位置づけて実施(資源、地域によって漁業法に基づくIQ管理に移行)</li> </ul>	
資源管理協定に基づく自主的資源管理の推進	資源管理協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインを作成</li> <li>● 効果の検証及び取組内容の改良結果を公表</li> <li>● 優良事例の共有・横展開を促進</li> </ul>	実効性のあるより効果的な自主的資源管理を実現
	資源管理協定の移行	<p>資源管理協定の取組を実践(履行・検証・改良のPDCAサイクルの実施)</p> <p>履行確認 → 履行確認 → 履行確認(中間時) → 取組内容を改良 → 履行確認(終了時) → 効果の検証 → 取組内容を改良 → 履行確認</p> <p>検証の結果、効果ありと判断された協定の割合 7割 → 8割</p>	
遊漁の管理の推進	クロマグロ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 令和3年度から実施している現行措置を強化(報告期限の短縮等)</li> <li>● 管理の高度化を推進(届出制の導入等の検討)</li> <li>● 管理の運用状況や定着の程度を踏まえつつ、本格的なTACによる数量管理への移行を推進</li> </ul>	資源に応じた遊漁と漁業の一貫性のある管理の実現
	クロマグロ以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁業におけるTAC化の進展等に応じ、遊漁においても採捕されている資源のうち、実態把握等の優先度が高いものについて、採捕量等の情報収集・推計を推進。また、遊漁の管理手法の検討・試行を推進</li> </ul>	
業務の効率化	デジタル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進 技術(AI等)や方法の検討・開発、制度運用の検討・改善を推進 → 報告に活用するための現場実装を推進</li> <li>● データ収集・管理を行う水産庁行政システムを高度化 TAC管理等に必要な漁船・許可情報の一元管理システムを構築 → 20都道府県以上で利用 → 全ての沿海都道府県で利用</li> <li>● 漁獲情報のワンズオンリー※に向けたデータ利活用や収集体制を検討 ※同じ情報を二度提出させない → 漁獲情報等を評価・管理等の多様な目的に利用できる体制の構築を推進</li> </ul>	報告の負担軽減やデータ利活用の推進により、評価の精度向上や業務効率化等を実現
	行政システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>● IT環境の進展に伴う新たな資源評価のためのシステムに移管</li> <li>● 資源評価実施機関で利用</li> </ul>	

資源管理の推進によって、444万トンを目標に漁獲量を回復させる。

(\*2)

(\*2) 令和2年策定のロードマップで掲げた目標を維持